



連載

# 法廷における手錠腰縄問題、正面からの即時見直しを

## 第2回

### 裁判官！手錠・腰縄をされている人を見てどう思いますか？

法廷内手錠腰縄問題に関するプロジェクトチーム委員／子どもの権利委員会委員 横山 巖

無罪推定の原則を受ける被告人が手錠腰縄をして法廷に出廷してくる。裁判官は、その姿を見てどのように考えているのか。被告人の人権擁護と法廷での保安の狭間で何を考えているのかを、自分の経験を通して考えてみた。

#### 裁判官時代の私の経験と考え

平成元年、神戸地裁判事補として着任した。同年6月から令状当番を担った。

担当日初日、記憶があいまいではあるが、確か令状が40件ほど、勾留請求が20件ほどきた。裁判官になって2か月あまり、自分の名前と印鑑で人の身体を拘束する、所持品を押さえる、家の中を捜索するなどという権限を持ったことに、言い表しようのない緊張感を覚えた。

勾留質問は、勾留質問室という密室の中、まともな話などできそうにない空間で行われる。このような空間において、それでも話しやすい雰囲気を作り、しっかりと話を聴こうと努めた。手錠腰縄をされて被疑者が勾留質問室に入ってくる。警察官は手錠を外すものの、腰縄はそのままの状態にして、手錠を腰縄にかけて出ていこうとすることがあった。私「腰縄を外してください」。警察官はその指示に従った。腰縄をつけたままの勾留質問などありえない。この当時の私の意識。その私も手錠腰縄をされたまま、勾留質問室に入ってきたことには違和感を持たなかった。何故だろう。やはり、逃亡、暴れるなどを未然に防止するという**保安面**のことを考え、勾留質問室に入るまでは身体の確保しておくべきだとの考えが無意識のうちにもあったのかもしれない。無意識ということは、今から思うと怖い感覚ではある。しかし、そうかといって、**無罪推定の原則**をないがしろにしていたということは全くなかった。かえって、自

分としては、十分に話を聴く体制を作ろうと、**人権に最大限の配慮**をしていたという意識である。

月日が経ち、初任明けの任官3年目、地方の小都市の本庁勤務。刑事事件の左陪席と少年事件の担当。刑事事件の法廷では、共謀を否認し、無罪を訴えていた、のちに無罪判決をした保険金殺人事件の審理を担当した。被告人は、手錠腰縄をつけられて入廷する。特に違和感はなかった。無罪推定の原則をないがしろにすることはない。しかし、一方で被告人の思いに心を寄り添っていたかといえば、今から思うとその点は疑問。被告人は、どのような思いで手錠腰縄を付けられて入退廷していたのか、そこまで考えは及んでいなかった。その後経験を重ね、単独合議の裁判長を経験した。法廷での言葉遣いなどを含め、被告人の人権には最大限の配慮をしようとの意識を持ち続けた。しかし、入廷時、退廷時の手錠腰縄、やはり保安面を重視して特段問題は感じなかった。

一方、少年審判事件。初めてのマイコート。非公開の審判手続。審判廷内には、裁判官、書記官、家庭裁判所調査官、鑑別所職員と保護者。少年の更生に寄与したいという思いから法曹になった私。少年審判官は私の天職(?)。少年への寄り添いをキーワードに審判運営をしていた。少年の手錠腰縄については、刑事法廷とは違った配慮をしていた。裁判官、書記官、家庭裁判所調査官が揃った時点で、手錠腰縄は外させた。保護者が入廷するときには、手錠腰縄はない状態である。これは、手錠腰縄をされてい

るところを、親をはじめとする保護者に見せることは、少年の立ち直りという意味でも好ましいものとはいえないこと、保護者が手錠腰縄状態の子どもの見ることで受けるショックを軽減するという意味合いが含まれていると思う。**少年の人権に配慮**し、更生を考えての実務的運用である。私の意識としても、可塑性に富む少年が手錠腰縄をされているところを親(保護者)に見られることは、今後の立ち直りにとってよいことにはないと思うし、親(保護者)としてもそのような姿を見ることで得るものはないと思われることから、こちらも違和感なくそのような運用をしていた。その後の勤務先で、記憶が曖昧だが、私が審判廷に入る前に、すでに手錠腰縄を外されていた場面が記憶に残っている。まさに、裁判官のいない審判廷で少年の身体拘束が解かれていた。

何故、少年と成人とで異なる扱いをしていたのだろう。

そこに合理的理由があったのだろうか？

#### 弁護士になった私の経験と考え

弁護士になってから、少年の逆送事件を経験した。公判前整理手続の際、少年の入退廷時の手錠腰縄をどうするかについて、法曹三者で協議をした。特に異論が出ることなく、少年の手錠腰縄姿を傍聴人、裁判員には見せないこととし、入退廷時には傍聴席との間に遮蔽をする、裁判員が入廷する前に解錠し、出廷後に施錠をするという扱いとなった。場合によっては、裁判長が入廷する前に書記官に電話連絡をし、裁判員が入廷していない状態で解錠したこともあったように記憶する。この対応を考えると、保安面から考えても、必ずしも裁判員が法廷にいないことが必須なわけでもないように思われる。何故、少年の場合には、刑事裁判手続でもこのような配慮がなされるのか。何故、成人ではこのような配慮がなされないのか。少年に対して行われることは成人に対して行っても何ら問題はないのではないかと意識を持った。

手錠腰縄姿を人に見られたくないという全うな思

いに寄り添う、つまり、被告人の人権を守るのであれば、手錠腰縄をしたまま法廷に入るとした場合にも、傍聴席との間はずらして、裁判官、書記官、検察官、弁護人にもその姿を見せないようにする工夫はいくらでも考えられよう。法廷内に遮蔽をした空間を作り、そこで解錠してから被告人席に着くということは現状の運用の中でも支障なくできるはず。少なくとも裁判員が入廷したうえで、行えば保安面でも何ら問題は生じないと思われる。

仮に、私が今も裁判員であり、被告人の意向で裁判官、検察官にも手錠腰縄をつけた姿を見られたくないといった意向を示した場合、法廷内に遮蔽コーナーを設けるということに抵抗感はない。あるいは、裁判員をはじめ関係当事者が法廷に揃った時点で、手錠腰縄を外した状態で被告人が入廷してもらうことも特段違和感はない。ただし、この場合拘置所側は入廷前に手錠腰縄を解錠した場合、入廷前に逃亡・暴力などの事象が発生した際には責任は取れない、裁判所が責任を取るのかという議論がでてくるのではないかと考えると、そこまでは踏み切れないこともあるかなという感覚である。

裁判員には、**被告人の人権、更生に資する刑事手続**をしていきたいという意識は常にある。一方で、**法廷での保安面**をどうするかということも、裁判員の職務を行う上では重要なことである。その**両方のバランスをどうとるか**ということが大事なわけではあるが、前述したとおり、いくらでもやりうることはあるのではないと思う。

今回、改めて被告人の手錠腰縄問題を考えてが、現行の運用として法廷内に**遮蔽コーナー**を設置することは考えられるやりかたではないかと思に至った。

保安面もさることながら、人権尊重の視点から、今一度根本的な見直しを、法曹一人ひとりが考える時機に来ているのではないだろうか。

みなさんはどう考えますか？

また、問いかけてみたい。

**裁判官！手錠・腰縄をされている人を見てどう思いますか？**